

## 個人情報の本人収集の原則の例外に関する調査票

(条例第8条第4項第7号)

令和2年12月17日作成

個人情報取扱事務を所管する組織の名称	健康政策部健康長寿政策課
個人情報取扱事務の名称	新規透析患者調査に関する事務
個人情報を収集する目的及び理由	よさこい健康プラン21、保健医療計画、日本一の健康長寿県構想に基づく血管病重症化予防対策（腎疾患対策）の効果を検証し、さらに実効性のある取組にするため
個人情報を収集する根拠法令等	なし
収集する個人情報の内容	新規透析患者の透析導入月、年齢（5歳階級）、性別、透析導入となった原疾患、居住地（高知市・福祉保健所）、保険種別
収集先	透析医療機関
本人以外から収集する理由又は必要性等	本人が特定できないため、透析医療機関から情報を収集する。

## 令和2年度高知県新規透析患者調査計画書

## 1 調査の目的

本県の年間平均(H28～H30)新規透析導入患者は322人で、このうち、主要原疾患を糖尿病性腎症とする患者は、平均122名(38%)と最も多いことから、糖尿病性腎症重症化予防プログラムにより、かかりつけ医と保険者が連携した保健指導を実施している。

また、慢性腎臓病(CKD)対策においては、病診連携の紹介基準についての周知や研修等に取り組み、かかりつけ医と腎臓専門医が連携した協同診療体制が進んできた。

これら血管病重症化予防対策(腎疾患対策)の効果を経年的に検証し、さらに継続性、実効性のある取組にするため、県内の新規透析患者数及びその属性の実態を把握する。

## 2 調査の目標

高知県の血管病重症化予防対策(腎疾患対策)を評価する体制を構築する。  
(高知県の新規透析患者数を把握する。)

※日本透析医学会が毎年統計調査を実施しているが、結果の公表は、新たに透析を導入した年の翌々年となっている。

## 3 調査結果の活用方法

- (1) 血管病重症化予防対策(腎疾患対策)の更なる推進に向け、県の取組を評価するための指標とする。
- (2) 慢性腎臓病(CKD)対策連絡協議会等の基礎資料とする。
- (3) 高知県が発行する冊子等に掲載する。

## 4 対象患者

当該医療機関において、令和2年1月1日から12月31日までに新たに透析を開始した全ての患者

## 5 調査の内容

- (1) 透析施設に関する情報  
医療機関名、担当者名、連絡先
- (2) 患者個人に関する情報  
導入月、年齢(5歳階級)、性別、原疾患、居住地(高知市・福祉保健所)、保険種別

## 6 個人情報保護法における位置づけ

※高知県個人情報保護制度委員会へ諮問します。(令和3年2月予定)

(案) 本調査に係る個人情報の収集については、令和3年○月○日付け答申第○号で高知県個人情報保護制度委員会から「個人情報の本人収集の原則の例外に関する事項」として認められている。

## 7 匿名化の手法と個人情報保護の強化

- (1) 新規透析患者の把握に必要なデータを透析医療機関から CD-R 等の記録媒体で受け取り、高知県健康長寿政策課の施錠できる場所で厳重に管理する。提供を受けたデータは匿名加工処理を行う。
  - ・医療機関名は削除する。
- (2) 匿名加工処理したデータは、CD-R 等の記録媒体に保存し、高知県健康長寿政策課の施錠できる場所で厳重に保管する。解析は、高知県健康長寿政策課の職員以外は行わない。

## 8 調査対象数

県内透析医療機関 40 施設

## 9 調査実施期間

新たに透析を導入した年の翌年 1 月以降の 1 か月

## 10 調査方法

郵送法

## 11 調査実施者

高知県、高知県透析医会

## 12 分析方法

- (1) 透析導入患者数・年齢
- (2) 透析導入患者の原疾患
- (3) 居住地別透析導入患者数と人口比
- (4) 原疾患ごとの透析導入患者の年齢分布
- (5) 居住地別透析導入患者に占める糖尿病性腎症と腎硬化症の割合
- (6) 居住地別の透析導入患者の年齢
- (7) 透析導入患者の保険種別

# 資料2

## 令和2年高知県新規透析患者調査

貴医療機関の新規透析患者の状況について、御回答をお願いします。

### 1 担当組織について

貴医療機関の担当部署をお知らせください。

医療機関名			
担当者名		(職種)	(お名前)
連絡先	電話番号		
	E-mail		

### 2 新規透析導入患者について

- (1) 令和2年1月1日から令和2年12月31日までの期間に、貴医療機関において新たに透析を導入された全ての患者の「導入月」「年齢（5歳階級）」「性別」「原疾患」「居住地」「保険種別」をご記入ください。
- (2) 「導入月」「年齢（5歳階級）」「性別」「原疾患」「居住地（高知市・福祉保健所）」「保険種別」はリストから選択できるようにしていますので、ご活用ください。
- (3) 「年齢（5歳階級）」については、令和2年12月31日現在の年齢を選択してください。
- (4) 枠が不足する場合は、適宜加えてください。

	導入月	年齢（5歳階級）	性別	原疾患	居住地	保険種別
1						
2						
3						
4						
5						
6						
7						
8						
9						
10						
11						
12						
13						
14						
15						
16						
17						
18						
19						

調査回答項目

導入月	年齢（5歳階級）	性別	原疾患	居住地	保険種別
1月	15歳未満	男	慢性糸球体腎炎	高知市	市町村国民健康保険
2月	15~19歳	女	慢性腎盂腎炎	安芸福祉保健所	後期高齢者医療広域連合
3月	20~24歳		間質性腎炎	中央東福祉保健	全国健康保険協会
4月	25~29歳		急速進行性糸球体腎炎	中央西福祉保健	国民健康保険組合
5月	30~34歳		妊娠高血圧症候群	須崎福祉保健所	共済組合
6月	35~39歳		その他の分類不能の腎炎	幡多福祉保健所	健康保険組合
7月	40~44歳		多発性囊胞腎	県外	その他
8月	45~49歳		遺伝性疾患		生活保護
9月	50~54歳		腎硬化症		
10月	55~59歳		悪性高血圧		
11月	60~64歳		糖尿病性腎症		
12月	65~69歳		自己免疫性疾患に伴う腎炎		
	70~74歳		アミロイドーシスによる腎障害		
	75~79歳		痛風腎		
	80~84歳		腎・尿路結核		
	85~89歳		ウイルス感染症に伴う腎疾患		
	90~94歳		腎・尿路結石		
	95~99歳		腎・尿路腫瘍		
	100歳以上		閉塞性尿路障害・排尿障害		
			パラプロテイン血症（骨髄腫等）		
			急性腎障害		
			外因性腎障害		
			先天性腎尿路異常		
			原疾患不明		
			再導入		
			その他		

（参考）居住地の内容

高知市

安芸福祉保健所管内（室戸市、安芸市、東洋町、奈半利町、田野町、安田町、北川村、馬路村、芸西村）

中央東福祉保健所管内（南国市、香南市、香美市、本山町、大豊町、土佐町、大川村）

中央西福祉保健所管内（土佐市、いの町、仁淀川町、佐川町、越知町、日高村）

須崎福祉保健所管内（須崎市、中土佐町、梼原町、津野町、四万十町）

幡多福祉保健所（宿毛市、土佐清水市、四万十市、大月町、三原村、黒潮町）

県外